

平成26年(ワ)第2146号 原発メーカー損害賠償請求事件

直送済

平成26年(ワ)第5824号 原発メーカー損害賠償請求事件

原告 唯野久子 ほか

被告 GEジャパン株式会社 ほか

答 弁 書

平成27年7月10日

東京地方裁判所民事第24部合議D係 御中

(送達場所) 〒107-6336 東京都港区赤坂5-3-1 赤坂Bizタワー36階

フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所

電話 03(3584)8500

FAX 03(3584)8501

被告GEジャパン株式会社訴訟代理人

弁 護 士 岡 田 和 樹



弁 護 士 山 川 亜 紀 子



弁 護 士 高 橋 茜 莉



弁 護 士 大 田 愛 子



第1 請求の趣旨に対する答弁

(本案前の答弁)

- 1 原告らの被告GEジャパン株式会社に対する訴えのうち、債権者代位権に基づく請求に係る訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

(本案の答弁)

- 1 原告らの被告GEジャパン株式会社に対する請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

1 被告GEジャパン株式会社について

訴状第2の1「GEジャパン株式会社」の第三段落のうち、被告GEジャパン株式会社（以下、「被告GEジャパン」という）が、1960年2月に日本ゼネラル・エレクトリック株式会社として設立され、アメリカ合衆国ニューヨーク州法により設立された法人であるゼネラル・エレクトリック・カンパニー（以下、「訴外GE」という）がその株主であったこと（ただし、2013年10月15日以降は、訴外GEは間接的な株主となった）、被告GEジャパンが2009年6月にGEジャパン株式会社に商号変更したことは認めるが、被告GEジャパンが直接、間接に原子炉や原発の製造に関与したことはない。

- 2 その余の事実については、以下に述べるとおり、認否の必要がない。

第3 本件の審理について

1 原告らの請求に根拠はない

(1) 製造物責任法及び民法に基づく請求について

原告らは、原子炉の運転等によって生じた損害は、当該原子炉の運転等に係る

原子力事業者（福島第一原子力発電所との関係でいうと東京電力株式会社）がその賠償責任を負い、原子炉の製造者その他は責任を負わないことを定めた原子力損害の賠償に関する法（以下、「原賠法」という）4条1項及び3項を違憲であるとし、これを前提に、被告らに対し、製造物責任法及び民法による損害賠償を求めている。しかし、後に述べるとおり、原賠法は、原子炉の運転等による被害者の救済を図ることを最大の目的として制定されたものであり、原子力事業者が損害を賠償できない場合には、国が原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうことを定めている（原賠法16条）。原告らが違憲であるとする原賠法4条1項及び3項は、被害者を保護するための制度の一環であり、国の援助制度と不可分の関係にある。こうした制度に基づいて、国は、実際に、原子力損害賠償・廃炉等支援機構を設立し、これまでに東京電力に対して、5兆0279億円に及ぶ資金援助を行なって被害者の救済に必要な援助を行なっている。しかも、国は、平成27年1月15日、原賠法4条1項及び3項と同等の内容の立法を締約国に求める国際条約（CSC条約、後述）を締結しており、原告らが違憲であると主張する条項を維持することは、いまや、単なる立法政策にとどまらず、条約上の義務でもある。したがって、原告らが主張するような理由により原賠法が憲法に違反すると解する余地はなく、原告らの請求は全く根拠がない。

（2）代位請求

また、原告らは、原賠法5条に基づき東京電力が有するとする損害賠償請求権を代位行使すると主張しているが、これについても、前述のとおり、原賠法は、東京電力が賠償責任を果たすことができるよう国が必要な援助を行なうことを定めているし、また、実際に国は巨額の資金援助を行なっている。したがって、原告らの請求が民法423条1項に定める要件を満たしていないことは明らかであって、この点においても、原告らの請求が認められる余地はない。

2 本件の審理の進め方について

以上のとおり、原告らの請求は、原賠法4条1項及び3項が違憲であるとされる

か、または、原告らにおいて債権者代位権を行使するための要件を満たさなければ認められる余地がない。したがって、これら点について主張、立証を行ったうえで、速やかに原告らの請求を却下・棄却するよう求める次第である。

第4 原賠法制定の経過と本件事故による賠償について

1 はじめに

原告らが主張するとおり、原賠法は、原子炉の運転等により被害が生じた場合には、当該原子炉の運転等を行った原子力事業者がその損害を賠償する責任を負うこととし、この場合には、当該原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責任を負わないこととしている（第3条、第4条）。これは、原子炉の運転等によって生じた損害については、原子炉の運転等を行った事業者が無過失責任を負い、原子炉の製造者その他原子力事業者と取引関係にある（あった）者は責任を負わないとするもので、「責任集中制度」と呼ばれる。これは原子力損害に関して国際的に広く採用されている制度である（他の類似の例として、海洋汚染にかかる船舶所有者への責任集中などがある。船舶油濁損害賠償保障法など）。後述のとおり、責任集中制度は、原子炉の運転等による被害者を保護するとともに、原子力事業の健全な発達に資することを目的とするものである（第1条）。原告らは、この責任集中制度を「憲法に違反しており、無効である」と主張するが、まったく根拠がない。まず、本項において、責任集中制度が導入された理由と経緯、原子力損害の賠償に関する国際的な枠組み、及び本件事故においてとられた被害者の救済措置について述べることとする。

2 責任集中制度の趣旨

(1) 責任集中制度の趣旨

原賠法制定当時の立法関係者の発言や国会での審議の経過などからすると、責任集中制度の趣旨は、以下の3つであると解されている。

ア 「責任」の立証を要しない迅速な被害回復

原子力施設は高度な技術の集合体であるがゆえに、原子力事故が発生した場合には、被害者が、事故の原因と損害を賠償すべき責任を有する者を明らかにするのは、極めて困難である。こうした場合、原子力事業者に責任集中が行なわれれば、被害者は、誰に責任があるかを究明する必要がなく、原子力事業者を相手に賠償を請求すれば足りる。さらに、原子力事業者に無過失責任を負わせれば、被害者は、故意・過失を立証しなくて済む。これにより、被害者は、「責任」の立証を要せずに、損害のみを立証すれば足り、迅速な被害回復が可能となる。

そこで、原賠法は、原子力損害賠償責任を原子力事業者に集中し、原子力事業者が無過失責任を負わせ、原子力事業者以外の者は責任を負わないこととした。

イ 原子力損害に係る民間責任保険の引受限度額の問題

原子力事故が発生した場合、原子炉や関連施設の設計、製造、建設や保守等を行った原子力関連供給者等も損害賠償責任を負うとすると、原子力関連供給者等は、万が一の事故の際の損害賠償に関し民間の保険会社と保険契約を締結しなければならない。しかし、原子力損害に関しては、民間の保険会社の責任保険の引受能力には限度がある。そのため、多数の原子力関連供給者等が保険をかけようとすると、民間責任保険の引受限度額の中で保険が細分化されてしまい、賠償能力を保険により十分に担保することができなくなる。

そこで、原賠法は、原子力損害賠償責任を原子力事業者に集中することにより、原子力事業者のみが民間責任保険を付保し、もって付保金額を高めることにより、原子力事業者の賠償能力を最大化しようとしている。その上、原賠法は、国の援助を定めることにより、原子力事業者の賠償能力をさらに補完している。

ウ 原子力関連供給者等に対する損害賠償請求の遮断

前記の理由により、原賠法は、原子力損害賠償責任を原子力事業者に集中し、かかる責任集中の当然の帰結として、原子力事業者以外の者は責任を負わないこととしている。上記のとおり、原子炉や関連施設の設計、製造、建設や保守等に

は、多数の原子力関連供給者等が関与し、事故の際にその原因と責任を立証するのは極めて困難である。原子力事業者に責任集中が行われなければ、被害者は、原子力事故という極めて複雑な事故について、誰が責任を負うのかを、原子力事業者及び多数の原子力関連供給者等の中から特定し、立証しなければならず、その場合には、被害回復はより困難で膨大な時間を要することは明らかである。

また、原子力事故が発生した場合、原子力関連供給者等も損害賠償責任を負うとすると、原子力関連供給者等は、巨額の損害賠償義務を負わされる危険があり、上記のとおり、保険の引受能力の関係で、これを保険でカバーすることもできない。そこで、その限りにおいて、原子力関連供給者等が原子力事業者に対する物の供給・サービスの提供を拒む可能性が高く、原子力産業の健全な発展を阻害する。

そのため、原賠法は、原子力損害賠償責任を原子力事業者に集中し、原子力関連供給者等は責任を負わないこととした。

(2) 原子力事業者の厳格な無限責任

以上のとおり、原賠法は、原子力事故による損害については、原子力事業者にのみ責任を負わせることとしたが、その一方で、原子力事業者については、無過失責任を負わせるとともに、諸外国でみられる賠償額についての「責任制限」を認めず、「無限責任」を負わせている（原賠法3条、4条）。これによって、被害者が、原子力事業者から、損害の賠償を受けることを容易にしている。

(3) 損害賠償措置の強制

以上のとおり、原子力事業者は、原子力損害について全責任を負うべき立場にあり、被害者の救済のためには、その賠償資力を確保することが重要になる。そこで、原賠法は、原子力事業者は原子力損害を賠償するための措置（損害賠償措置）を講じない限り、原子炉等を運転することができないとしている（原賠法6条）。損害賠償措置の内容としては、原子力損害賠償責任保険契約の締結と原子力損害賠償補償契約の締結のみが利用されてきた。地震、津波又は噴火による原

原子力損害など、保険契約によっては補填されない原子力損害については補償契約により、それ以外の原子力損害については保険契約により補填される（原子力損害賠償補償契約に関する法律2条、3条）。

損害賠償措置の額は、原子力事業者の種類、当該原子力事業者の行う原子炉の運転等の規模により定められ、福島第一原発の場合、本件事故発生の時点では、1200億円とされていた（原賠法7条、同法施行令2条1号）。

（4）原子力事業者に対する国の援助

原子力損害の性格からして、以上のような措置を講じても、原子力事業者の資力を上回る損害が発生する可能性があるので、原賠法は、こうした場合には、政府が、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うものとしている（16条）。

（5）国際的な枠組み

原子力損害に係る賠償制度については、各国の国内法に加えて、制度の一定の共通化や、国内及び国境を超えて生じる原子力損害の賠償を適切かつ迅速に行うために、国際的に共通のルールを定めた国際条約が存在する。具体的には、原子力損害についての民事責任に関するウィーン条約（通称「ウィーン条約」）、原子力の分野における第三者に対する責任に関するパリ条約（通称「パリ条約」）、原子力損害の補完的な補償に関する条約（通称「CSC条約」）の3つの条約がある。これらの条約は、概ね、次のような共通の内容を定めている。

- ① 原子力事業者への責任集中と無過失責任
- ② 賠償責任の限度額の設定（日本の原賠法が採用する無限責任も許容）
- ③ 損害賠償措置の強制
- ④ 専属的な裁判管轄の設定と準拠法の整理

日本は、上記の①乃至③については、原賠法でこれらの条約と同等の制度を定めていること、他の原子力利用国と陸続きで国境を接していないこと、及び近隣のアジア周辺国の動向などに鑑みて、本件事故の前は、いずれの条約にも加盟し

ていなかった。しかし、本件事故を受けて、政府は、国会の承認を経て、平成27年1月15日にCSC条約に調印し、同条約は、同年4月15日に発効した。同条約は、上記のとおり、原子力事業者への責任集中と無過失責任及び損害賠償措置の強制を定めている。同条約の締結を受けて、原賠法は一部改正されたが、責任集中を定めた4条1項及び3項に変更はない。このように、原賠法の定める責任集中は、被害者保護に最も資する制度として国際的にも広く認められ、こうした制度を有することは、今や、日本にとって条約上の義務となっている（憲法99条2項）。

3 本件事故による損害賠償

(1) 原子力損害賠償支援機構の設立

本件事故の発生を受けて、政府は、平成23年9月、大規模な原子力損害が発生した場合において、原子力事業者の損害賠償のために必要な資金の交付等の業務を行うことにより、原子力損害賠償の迅速かつ適切な実施、電気の安定供給等の確保を図ることを目的して、原子力損害賠償支援機構（その後、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」と改称、以下「支援機構」という）を設立した。資本金は、政府が70億円、原子力事業者等12社が70億円を出資しているが、法律により、理事長と監事は政府が任命することとされ、また、運営委員、副理事長、理事の任命や業務計画、予算、資金計画などには政府の認可が必要とされている。

(2) 東京電力に対する支援

支援機構は、設立後間もなく、東京電力から、本件事故に伴う原子力損害賠償にあてる資金を確保するための資金援助の申請を受け、平成23年11月15日に東京電力に対し、5587億円を交付したのを初めとして、平成27年6月までに合計5兆0279億円の資金を交付している。さらに、支援機構は、平成24年7月、東京電力が発行した優先株式1兆円分を引き受けて資金を援助し、議決権ベースで50.11%を保有する筆頭株主になった。

また、支援機構が定めた「新・総合特別事業計画（平成27年4月15日変更

認定)」によると、「要賠償額」の見通しは6兆1252億1400万円で、支援機構は、東京電力に対し、要賠償額から賠償措置額等として東京電力が既に受領している1889億2666万円を控除した5兆9362億8733万円を損害賠償の履行に充てるための資金として交付するとしている（交付の時期については、「新・総合特別事業計画」の最終変更認定がなされた平成27年4月15日時点で既に機構が交付していた4兆7313億円を控除した金額を平成28年度までに交付するとしている）。なお、東京電力は、支援機構に対して平成27年6月29日付で資金援助額の変更を申請しており、これが認められると、交付される金額がさらに約9500億円増額される見込みである。

(3) 東京電力による被害の賠償

こうした政府の支援を受けて、東京電力は、平成27年7月3日現在で、個人（自主的避難等に係る損害を含む）と法人を合わせて、件数で約228万1000件、金額で約5兆0337億円の賠償金（仮払補償金を含む）を支払っている。

第5. 原賠法を違憲とする根拠はない

1 「ノー・ニュークス権」について

原告らは、原告らには「原子力の恐怖から免れて生きる権利」＝「ノー・ニュークス権」があるとし、「責任集中制度は、憲法上の人権であるノー・ニュークス権を侵害するから憲法に反し無効である」などと主張している。しかし、そもそも、憲法上、具体的に「原子力の恐怖から免れて生きる権利」なるものが保障されていると解する余地はない。また、「責任集中制度」が「ノー・ニュークス権」を「侵害」するという理由も不明である（責任集中制度は、原子力損害の賠償に関する制度であって、原発稼働の根拠となる法律ではない）。さらに、上記のとおり、責任集中制度を維持することは、いまや、日本の条約上の義務でもある。しかも、本件事故を生ぜしめた福島第一原発は廃炉されることが決まり、現在は、（極めて困難ではあるが）廃炉に向けた作業が進行中である。こうした廃炉作業も、それらの作

業により第三者に原子力損害が生じた場合には東京電力が責任を負う仕組みによって行われているのである。原告らが主張するように責任集中制度が憲法違反で無効ということになれば、日本はC S C条約上の義務を遵守できないことになる。また、責任集中制度が無効ということになれば、廃炉作業に関係する業者が損害賠償責任を負う可能性があるということになる。そうなれば多くの業者が廃炉作業から撤退し、現在行われている廃炉作業にも重大な支障を来すことになりかねない。原告らの主張は、実際には、原発周辺の住民の保護だけでなく、国家的課題である福島第一原発の廃炉作業をも妨害するものである。

2 財産権の侵害について

原告らは、責任集中制度により、「損害賠償請求をできるはずの相手に対し、その行使を制限されていることは、財産権の不合理な制約である」とか、「迅速な損害賠償を実現することは財産権の内容として保護されるべきだが、責任集中制度はこれを阻害し、被害者の財産権を侵害する」と主張する（85頁）。しかしながら、前記のとおり、責任集中制度により、原子力事業者（東京電力）が全ての損害賠償責任を負い、国がその履行について責任を負うことにより、被害者の賠償請求が充たされることになっているのであるから、これにより被害者の財産権が侵害される余地はない。そもそも、不法行為による損害の賠償を受ける権利が憲法が保障する財産権のうちにあるとしても、誰がどのような責任を負うか（そして誰が責任を負わないか）を定めるのは国の裁量権の範囲内にある。前記のとおり、被害者がその損害の賠償を受ける権利が実質的に保障されている以上、原子力事業者以外の者に対する損害賠償を認めないことが財産権を侵害するとされる余地はない（なお、最高裁は、一定程度の無過失責任を負う船舶の所有者の責任制限を定めた船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第2章を、憲法29条1項、2項に違反しないとしている（最判昭和55年11月5日、民集34巻6号765頁）。この事案では、船舶の所有者は、同法に基づく責任制限の結果、船舶事故の被害者に対して、被害額の3%相当額しか責任を負わなかったが、最高裁はこれを合憲としている。かか

る最高裁判例に照らしても、原子力事業者の厳格な無限責任（すなわち100%の被害回復）を定める責任集中制度が違憲とされる余地などないことは極めて明白である）。

3 平等権の侵害について

原告らは、「事故の被害者にとっては、原発事故によって生じた損害であっても、他の事故で生じた損害であっても、被害を被った事実は何ら変わるところはない」、「原発事故においてのみ製造業者に対する責任追及を妨げられるなどという差別的取扱いを定める責任集中制度には、何ら合理的な理由は存しない」とか、「原発メーカーの責任と原子力事業者である電力会社の責任を比較しても、両者を原子力損害の賠償責任という点において区別すべき合理的な理由は存在しない。前者は免責、後者は無過失・無限責任という責任集中制度は、不合理な差別的取り扱いを定めるもので」「責任集中制度は、合理的な根拠に基づかない差別的な取扱いを定めるものであり、憲法14条に反し無効である」と主張する（85頁）。

しかし、「事故の被害者」と言っても、自動車事故、飛行機事故、船舶事故、湯沸かし器の事故等、事故の内容や性質は様々であり、およそすべての「事故の被害者」が同じ状況にあるとは言えないことは当然のことである。これらの事故の被害者の救済方法として、法律が異なる方法を定めたからといって、そのことが「差別」にあたるわけがない（例えば、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律や船舶油濁損害賠償保障法は、船舶所有者の責任を制限しているし、自動車事故については、自動車損害賠償保障法など、独自の保障制度が設けられている）。原子力事故の被害者は、原賠法に基づき、等しく、原子力事業者に対して損害賠償請求をすることができるのであるから、そこに「差別」はない。また、前記のとおり、原子力事業者のみが責任を負うとする制度には十分に合理的な理由があるし、これにより被害者の保護が図られるのであるから（上述のとおり、責任集中がなければ、むしろ被害の回復は極めて困難となる）、被害者との関係において、「平等権」が侵害されるとされる余地はない。

4 裁判を受ける権利の侵害について

原告らは、責任集中を定める原賠法の規定について、「被害者に対して、原発メーカーに対する損害賠償請求権の行使による救済を、裁判手続によって実現する道を事実上入口の段階で閉ざすものである」とし、また、「原子炉等の欠陥ないしそれについての過失の有無を争い、それによって原発メーカーの違法性を追及することは、それ自体が被害者の権利として重要な意味を有する」などとして、「原発事故の被害者が、裁判所においてそのような審理を受けることができないとすれば、裁判を受ける権利を否定されることになる」と主張する（86頁）。

「裁判」とは、法令を適用することによって解決しうべき権利義務に関する当事者間の具体的紛争が存し訴えられた場合に、その権利義務の存否を確定する作用である」（佐藤幸治「憲法」612頁）とされている。原告らは、本件訴訟を提起できているのであるから、「裁判を受ける」権利を行使できていることは明らかである。そして、どのような紛争について、いかなる者について権利を認め、義務を負わせるかは実体法により決せられるのであり、それ自体は、「裁判を受ける権利」の問題ではない。したがって、原賠法が、原子力損害について、原子力事業者以外の者は損害賠償責任を負わないとしていることが、「裁判を受ける権利」の侵害とされる余地はない（このことは、例えば債権の消滅時効を定める法律が「裁判を受ける権利」の侵害とされる余地がないことと同じである）。しかも、「被害者の救済」という実質的な側面からみても、原賠法が定める責任集中制度は、原子力事業者に無過失、無限定の責任を負わせており、被害者の救済に資するものであるから、これをもって裁判を受ける権利の侵害といい得ないことは明らかである。

第6 「適用違憲」の主張について

1 原告らの主張

原告らは、「仮に責任集中制度自体が違憲無効とまでは言えないとしても、以下の事情からすれば、本件原発事故における原子力損害に関して責任集中制度を適用

することは、種々の人権を侵害し憲法に反するから許されない」とし、「本件事故による被害者の多さ」、「原発事故による被害額の甚大さ」などを主張し、「本件原発事故による被害者の被害回復は、遅々として進んでいない」とし、「少なくとも本件原発事故においては、責任集中制度が、被害者の被害回復を阻害する要因になっている」、「責任集中制度は、原賠法の目的である『被害者の保護』を妨げている」という（86～92頁）。

2 遠慮とされる余地はない

本件原発事故による被害者が多いことや被害額が甚大であることは言うまでもないが、こうした被害が甚大な場合にこそ、責任集中制度の意義があり、むしろ被害回復を容易にしているというべきである。すわなち、責任集中制度がなければ、被害者は、一体どのような原因により事故が発生したか、誰が責任を負うかを明らかにし、責任を負うものを特定して賠償を請求しなければならない。本件原発事故のような複雑な経緯と要因により発生した事故について、事故の原因と責任を明らかにして損害賠償を請求することの困難さは多言を要しない。責任集中制度のもとでは、原子力事業者が一切の責任を無過失、無限定で負うこととされているのであるから、これにより被害者の保護が図られていることは明らかである。本件についても、上記のとおり、東京電力が無過失・無限責任を負い、原子力損害賠償支援機構を通じて国から得た資金援助は5兆円を超えており、政府は、これを9兆円まで増額することを決定している。そして、東京電力は、これまでに、被害者に対し、合計5兆円を超える賠償金を支払っているが、上記の政府の決定からして、将来の損害賠償請求にも十分に対応できることは明らかである。原告らは、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介や民事訴訟が機能しておらず、「原子力事業者以外に責任を負うべき者が存在し、その者が相当程度資金力を有しているのであれば、被害者は原子力事業者と他の責任者に対し選択的に損害賠償請求することにより、早期に被害回復を図ることができる」などと主張する。しかし、上記のとおり、賠償措置額を超えた部分についても国が資金援助を行っているのであり、原賠法が

定める制度は、被害者保護のために十分にその役割を果たしていることは明らかである。原告らは、「原子力事業者以外の者に責任を追及できた方が早期に被害回復を図ることができる」などというが、被害者が事故の原因と損害を賠償すべき責任を有する者を明らかにすることの困難さを無視した議論というほかない。「原子力事業者以外の者」に対する責任追及は、責任の立証の困難さから、膨大な時間を要することは明らかである。他方、原賠法が定める責任集中制度がなければ、原子力事業者（東京電力）に対する責任追及も、同様に、極めて困難となる。原告らは、原子力事業者に無過失、無限責任を負わせつつも、「原子力事業者以外の者」に対する過失責任の追及を認めるよう主張しているようであるが、原子力事業者の無過失、無限責任は、損害賠償措置や国の援助制度など責任集中制度の全体的な枠組みの中で定められたものであって、別個に存在できるものではない。

以上のとおり、本件事故による被害の補償の現状に鑑みても、原賠法が定めた責任集中制度が被害者保護に資することは明らかであって、原告らの主張は失当である。

第7 本件で代位請求が認められる余地はない

1 原告らの主張

原告らは、東京電力が被告らに対して原賠法5条による「求償権」を有するとし、東京電力が「無資力」であるから、債権者代位権を行使すると主張する（154頁以下）。

2 債権者代位権の行使が認められる余地はない

民法423条1項は、「債権者は、自己の権利を保全するため、債務者に属する権利を行使することができる」と定めている。「自己との権利を保全するため」（債権を保全する必要）とは、「債権者が債務者に代わって行使しなければ、自己の債権について完全な満足を受けられないおそれがあることを意味する」とされる（新版注釈民法（10）720頁）。原告らは、東京電力について「債務超過」であり、「無

資力」であるなどというが、上記のとおり、東京電力は、これまでに被害補償として、平成27年7月3日時点で、個人、法人を含めて240万件を超える請求に対し、合計で5兆円を超える賠償金を支払済みであり、今後についても、賠償の必要があるかぎり、政府が援助することが法律で定められているのであるから、これからも、損害賠償に応じることができることは明らかである。そもそも、原告らが請求している「損害額」は、合計でも41万円余であり、かかる損害額との関係において、東京電力が「無資力」であるなどという主張が成り立つ余地がないことは多言を要しない。

したがって、その他の点を論ずるまでもなく、債権者代位権を理由とする原告らの請求は、却下されるべきである。

以上